○ 鈴鹿工業高等専門学校学則

（平成 16 年4月1日
学　則　第　1　号）

最終改正令和８年１０月７日

鈴鹿工業高等専門学校学則

目次

第１章　総則
第１節　目的（第１条）
第２節　教育上の目的及び自己評価等（第２条）
第３節　組織（第３条－第７条）
第４節　職員組織（第８条－第９条）
第５節　学年、学期、休業日及び授業終始の時刻（第１０条―第１３条）
第２章　学科
第１節　修業年限及び在学年限（第１４条・第１５条）
第２節　入学（第１６条－第２４条）
第３節　教育課程及び履修方法（第２５条－第３１条）
第４節　休学、転学、留学及び退学（第３２条－第３９条）
第５節　学生準則（第４０条）
第６節　卒業及び準学士（第４１条・第４２条）
第７節　賞罰（第４３条・第４４条）
第８節　学寮（第４５条）
第３章　専攻科
第１節　修業年限及び在学年限（第４６条・第４７条）
第２節　入学（第４８条・第４９条）
第３節　教育課程及び履修方法（第５０条－第５３条）
第４節　休学、留学及び退学（第５４条－第５６条）
第５節　修了（第５７条－第５８条）
第４章　補則
第１節　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第５９条－第６１条）
第２節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第６２条－第６９条）
第３節　公開講座等（第７０条・第７１条）

第１章　総則

第１節目的

（目的）

第１条　独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

なお、専攻科においては、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学の高度な専門的知識と実践的技術を教授研究し、もって広く産学の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

２　本校は、前項の目的を実現するための教育を行うことにより、社会の発展に寄与するものとする。

第２節　教育上の目的及び自己評価等

（教育上の目的及び自己評価等）

第２条　本校の教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、学校、各学科又は専攻科における教育上の目的を定めるとともに、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２前項に掲げる措置に加え、本校の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

３　前２項に掲げる点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第３節　組織

（学科）

第３条　本校に学科を置く。

２　学科に置く学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学　　科	学級数	入学定員	収容定員
機 械 工 学 科	1	40人	200人
電気電子工学科	1	40人	200人
電子情報工学科	1	40人	200人
生物応用化学科	1	40人	200人
材 料 工 学 科	1	40人	200人

３前項の規定にかかわらず、校長は、教育上有益と認めるときには、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

（専攻科）

第４条　本校に、専攻科を置く。

２　専攻科に置く専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専　　攻	入 学 定 員	収容定員
総合イノベーション工学専攻	24人	48人

３　総合イノベーション工学専攻に、次の各号に掲げるコースを設ける。

(1) 環境・資源

(2) エネルギー・機能創成

(3) ロボットテクノロジー

(4) 先端融合テクノロジー連携教育プログラム（以下「豊橋技科大連携教育プログラム」という。）

(5) 三重大学・鈴鹿高専工学連携教育プログラム（以下「三重大連携教育プログラム」という。）

4　総合イノベーション工学専攻に在学する学生は、前項各号に掲げるコースのうちから主たるコースを一つ選択し、当該コースの教育課程を履修しなければならない。

5　豊橋技科大連携教育プログラム、三重大連携教育プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

（附属施設等）

第５条　本校に、図書館及び教育研究活動に必要な次の附属施設を置く。

(1)　クリエーションセンター

(2)　情報処理センター

(3)　共同研究推進センター

(4)　教育研究支援センター

(5)　イノベーション交流プラザ

（事務部）

第６条　本校に、庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

（内部組織）

第７条　第３条から前条までに規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定める。

第４節　職員組織

（職員組織）

第８条　本校に校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

（副校長、教務主事、学生主事及び寮務主事）

第９条　本校に、副校長、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2　副校長は、校長の職務を補佐し、校長の命を受け、校務一般に関することを掌理する。

3　教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4　学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5　寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

第５節　学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

（学年）

第１０条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）

第１１条　学年を分けて、次の２学期とする。ただし、校長が必要と認める場合は、期日を変更することがある。

前期　４月１日から９月 30 日まで

後期　10 月１日から３月 31 日まで

（休業日）

第１２条　休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2)　日曜日及び土曜日

(3)　開校記念日　４月 28 日

(4)　春季休業

(5)　夏季休業

(6)　冬季休業

(7)　学年末休業

２　前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

３　第１項第４号から第７号に掲げる休業日の開始日及び終了日は、校長が別に定める。

４　第１項の規定にかかわらず、専攻科にあっては、校長が別に定めることができる。

（授業終始の時刻）

第１３条　授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第２章　学科

第１節　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第１４条　修業年限は、５年とする。

（在学年限）

第１５条　第１学年に入学した学生は、10 年を超えて在学することはできない。

２　第 21 条から第 23 条までの規定により相当学年に入学を許可された学生の在学年限は、前項の規定にかかわらず校長が決定する。

第２節　入学

（入学の時期）

第１６条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第１７条　入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　中学校を卒業した者

(2)　義務教育学校を卒業した者

(3)　中等教育学校の前期課程を修了した者

(4)　文部科学大臣が中学校の課程と同等課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　その他相当年令に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第１８条 入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選抜）

第１９条 校長は、前条の入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

２　校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、面接及び出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

（入学の手続き及び入学の許可）

第２０条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、第 63 条に規定する入学料を納付しなければならない。

２　校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学料免除又は徴収猶予の申請をしている者を含む。）に入学を許可する。

（編入学）

第２１条　第１学年の途中又は第２学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

（転入学）

第２２条　他の高等専門学校から転入学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、選考の上、入学を許可することがある。

（再入学）

第２３条 本校を卒業又は退学した者で、入学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

（転科）

第２４条　転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて、選考の上、第３学年までに限り、転科を許可することがある。

第３節　教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第２５条 教育課程は、一般科目及び専門科目からなる授業科目並びに特別活動により編成するものとする。

２　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（授業科目及び単位数）

第２６条 授業科目及びその単位数は、一般科目にあっては別表第１、専門科目にあっては別表第２のとおりとする。

２ 授業科目の単位数は、30 単位時間（１単位時間は標準 50 分とする。第６項において同じ。） の履修を１単位として計算するものとする。

３ 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、１単位の授業科目を 45 時間（１ 時間は 60 分とする。以下本項において同じ。）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって１単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間以上の授業をもって１単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、別に定めるところによる時間の授業をもって１単位とする。

４ 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60 単位を超えないものとする。

５ 前３項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

６ 第１項に定める授業科目のほか、特別活動を第１学年から第３学年まで各学年 30 単位時間以上実施するものとする。

７　履修方法については、別に定める。

（授業の方法）

第２７条　校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

２ 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

第２８条　校長は、教育上有益と認めるときは、本校の学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を 60 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学等における学修等）

第２９条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

２ 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

３ 第１項の規定は、第 37 条に規定する留学の場合及び学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は、60 単位を超えないものとする。

（成績評価基準の明示等）

第２９条の２ 校長は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

（学修の成果に係る評価及び卒業認定）

第３０条 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第３０条の２ 校長は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（再履修）

第３１条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目及び特別活動を再履修するものとする。

第４節 休学、転学、留学及び退学

（休学）

第３２条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、３ヵ月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

（休学の期間）

第３３条 休学期間については、次のとおりとする。

(1) 休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は２年以内を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

(2) 休学期間は、通算して、３年を超えることができない。

２ 前項に規定する休学期間は、第 14 条に規定する修業年限及び第 15 条に規定する在学年限に算入しない。

（復学）

第３４条　休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

（出席停止）

第３５条　学生に伝染病その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

（転学）

第３６条　他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

（留学）

第３７条　校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

２　前項の許可を得て留学した期間は、第 14 条に定める在学期間に含めることができる。

３校長は、第 29 条第３項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中にお いても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

４　前３項に関し、必要な事項は別に定める。

（退学）

第３８条　学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

（除籍）

第３９条　次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

(1)　第 15 条に定める在学年限を超えた者

(2)　第 33 条第１項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3)　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4)　第 20 条第２項に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除を不許可とされた者、半額免除の許可をされた者又は徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5)　長期間にわたり所在を確認できない者

２　授業料未納の者の卒業は認めない。

第５節　学生準則

（学生準則）

第４０条　学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

第６節　卒業及び準学士

（卒業）

第４１条　本校に５年（第 21 条から第 23 条までの規定により入学した者については、第 15 条第

２項により定められた年数）以上在学し、全学年の課程を修了した者には、校長は所定の卒業証書を授与する。

（準学士）

第４２条　卒業した者は、準学士（工学）と称することができる。

第７節　賞罰

（表彰）

第４３条　学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

（懲戒）

第４４条　教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当の理由がなくて出席常でない者

(4)　学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第８節　学寮

（学寮）

第４５条　本校に学寮を設ける。

２　学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第３章　専攻科

第１節　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第４６条　修業年限は、２年とする。

（在学年限）

第４７条　学生は、４年を超えて在学することはできない。

２　第 23 条の規定により相当年次に入学を許可された学生の在学年限は、前項の規定にかかわらず校長が決定する。

第２節　入学

（入学の時期）

第４８条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

２ 所属コースは別に定める規則により変更することができる。

（入学資格）

第４９条　　入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等専門学校を卒業した者
(2)　短期大学を卒業した者
(3)　学校教育法第 132 条の規定による専修学校の専門課程を修了した者
(4)　外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
(5)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
(6)　その他、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると本校専攻科において認められた者

第３節　教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第５０条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編制するものとする。

２　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（授業科目及び単位数）

第５１条　授業科目及びその単位数は別表第３－１及び第３－２及び第３－３のとおりとする。

２ 授業科目の単位数は、講義は 15 時間、外国語及び輪講は 30 時間、実験及び特別研究は 45 時間の履修を１単位として計算するものとする。

３　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、別に定めるところによる時間の授業をもって１単位とする。

４　履修方法については、別に定める。

５　前３項にかかわらず、豊橋技科大連携教育プログラム、三重大連携教育プログラムについては、別に定める。

（大学等における学修等）

第５２条　校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学及び他の高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

２　前項により認定することができる単位数は 30 単位を超えないものとする。

３ 第１項の規定は、第 55 条に規定する留学の場合及び学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は、30 単位を超えないものとする。

（成績評価基準の明示等）

第５２条の２　校長は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　連携教育プログラムを履修する場合の成績評価基準の明示等については、別に定める。

（学修の成果に係る評価及び修了認定）

第５３条　学修の成果に係る評価及び修了認定に当たっては、所定の単位数を取得した者に対して行うものとし、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものする。

２　連携教育プログラムを履修する場合の学修の成果に係る評価及び修了認定については、別に定める。

第４節　休学、留学及び退学

（休学の期間）

第５４条　休学期間については、次のとおりとする。

(1)　休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は１年以内を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

(2)　休学期間は、通算して、２年を超えることができない。

２　前項に規定する休学期間は、第 46 条に規定する修業年限及び第 47 条に規定する在学年限に算入しない。

（留学）

第５５条　校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学に留学することを許可することができる。

２　前項の許可を得て留学した期間は、第 57 条に定める在学期間に含めることができる。

３　校長は、第 52 条第３項の規定により単位の修得を認定された学生（第４条第３項第４号の学生は除く。）について、学年の途中においても、課程の修了を認めることができる。

４　前３項に関し、必要な事項は別に定める。

（除籍）

第５６条　次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

(1)　第 47 条に定める在学年限を超えた者

(2)　第 54 条第１項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3)　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4)　第 20 条第２項に規定する入学料免除及び徴収猶予の申請書を受理され、免除を不許可とされた者、半額免除の許可をされた者又は徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5)　長期間にわたり所在を確認できない者

２　授業料未納の者の修了は認めない。

第５節　修了

（修了）

第５７条　本校に２年（第 23 条の規定により入学した者については、第 47 条第２項により定められた年数）以上在学し、課程を修了した者には、校長は所定の修了証書を授与する。

（準用）

第５８条　第 18 条、 第 19 条、 第 20 条、 第 23 条、 第 27 条、第 32 条、第 34 条、第 38 条、

第 40 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条の規定は、専攻科に準用する。

第４章　補則

第１節　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）

第５９条　本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生及び特別聴講学生）

第６０条 本校所定の授業科目のうち１科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

２ 前項の規定により入学を許可され、授業科目を履修する者に対し、単位の修得を認定することができる。

３ 第１項の規定にかかわらず、他の高等専門学校又は大学の学生で、本校との単位互換協定に基づき、本校の授業科目の履修を志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

４　科目等履修生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第６１条 外国人留学生として本校に入学を志願する者がある場合には、選考の上、入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第２節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第６２条 入学を志望する者は、願書提出と同時に国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 17 号）に基づき独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）が定める検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第６３条　　入学料は、高専機構が定める額とする。

２　連携教育プログラムを履修する場合は、別に定める。

（授業料）

第６４条 学生は高専機構が定める授業料を前期及び後期の２期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の２分の１に相当する額とする。

２ 前項の授業料は、前期にあっては４月に、後期にあっては 10 月に納付するものとする。ただし、入学年度の前期に係る授業料は、入学を許可されたときに納付することができる。

３　前２項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するとき

に、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
４　前３項の規定にかかわらず、連携教育プログラムを履修する場合は、別に定める。

（学年の途中において入学した者の授業料）

第６５条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の１に相当する額に入学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

２ 学年の中途において復学、転入、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の１に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

（学年の途中において退学する者の授業料）

第６６条　学年の中途において退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の２分の１に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

（寄宿料）

第６７条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、高専機構に定める寄宿料を納付するものとする。

（検定料等の返還）

第６８条　既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、第 64 条第２項ただし書の規定により授業料を納付した者が３月 31 日までに入学辞退を申し出た場合には、当該授業料相当額を返還する。

（入学料、授業料及び寄宿料の免除等）

第６９条 入学前１年以内において入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

２ 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部、若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

３ 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

４　前３項に関し、必要な事項は別に定める。

第３節　公開講座等

（公開講座）

第７０条　本校の教育を広く社会に回報し、文化の向上に資するため、本校に公開講座を開設することができる。

２　公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

（履修証明書を交付する特別の課程）

第７１条 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の定めるところにより、本校の学生以外の者を対象とした特別の課程を修了した者に対し、履修証明書を交付することができる。

２　特別の課程及び履修証明書に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この学則は、平成 16 年4月 1 日から施行する。

２この学則の規定にかかわらず、平成 15 年度以前に入学した者は、当該入学者の年度における 鈴鹿工業高等専門学校学則の定めるところによる。

附　則

この学則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 17 年４月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 17 年１月 17 日から施行し、平成 16 年 12 月 16 日から適用する。

附　則

この学則は、平成 17 年４月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 17 年５月９日から施行する。

附　則

この学則は、平成 17 年６月６日から施行し、平成 17 年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成 17 年 10 月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 18 年２月６日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成 18 年４月１日から施行する。

２　第４学年の法学Ⅰ及び法学Ⅱについては、平成 18 年度のみ開設するものとする。

附　則

この学則は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 19 年２月６日から施行する。

附　則

この学則は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 19 年５月７日から施行し、平成 19 年４月１日から適用する。

附　則

1　この学則は、平成 20 年４月１日から施行する。

2　平成 19 年度以前の入学者については、改正後の学則別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 20 年９月８日から施行する。

附　則

この学則は、平成 21 年１月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 29 年４月１日から施行する。

2　平成 29 年度以前専攻科入学生については、改正後の第４条及び別表第３の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和 ２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和 ３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和 ４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和５年６月７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、令和５年１０月４日から施行する。

附　則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、教務委員会の議を経て、令和８年１０月７日に運営会議において決定され、令和８年１０月７日から施行し、令和８年４月１日から適用する。